

(案)

資料 2

事業者の皆様へ

事業系廃棄物処理 ガイドブック

(流山市事業系廃棄物受入基準)

令和6年4月1日

流山市

はじめに

本市の事業系廃棄物の排出量は、事業所数の増加とともに増加傾向にあり、その発生抑制と資源化の推進は喫緊の課題となっています。

事業系廃棄物の減量・資源化に当たっては、例えば燃やすごみとして排出される紙類について、分別を徹底し、古紙としてリサイクルしていただくことで更なる資源化につながるなど、事業者の皆様のご取り組みにより効果的な減量・資源化が可能となります。

本ガイドブックは、事業系廃棄物の排出方法や市の受入基準などを示し、事業者の皆様が各自の責任において適正に分別・処理していただく一助となるよう、作成したものです。

事業者の皆様におかれては、本ガイドブックをご活用いただき、事業系廃棄物の減量・資源化に一層のご協力をお願いします。

目次

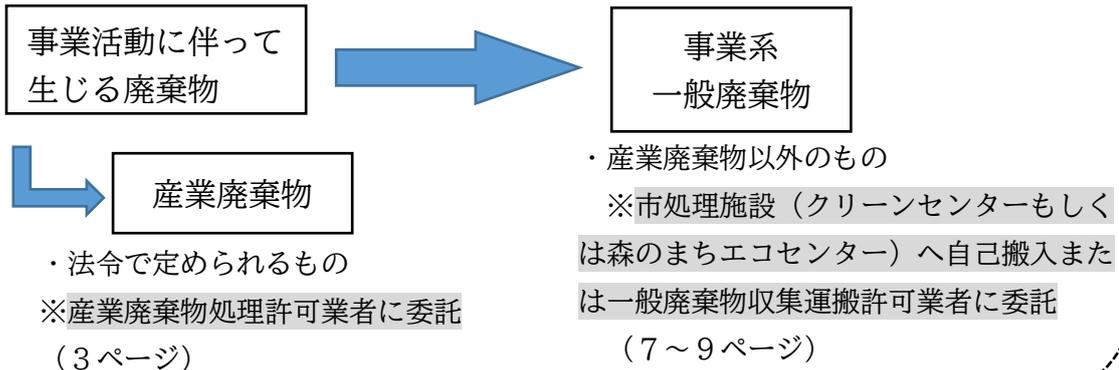
・事業系廃棄物とは	2 ページ
・事業者の責務	2 ページ
・資源物の適正な分別について	2 ページ
・産業廃棄物の出し方と種類	3～4 ページ
・事業系廃棄物の分け方	5 ページ
・市の処理施設に搬入できる廃棄物	6 ページ
1. 自己搬入する場合	7～8 ページ
2. 許可業者へ委託する場合	9 ページ
・搬入制限を超える場合の搬入計画書	10 ページ
・多量排出事業者	10 ページ
・紙ごみの削減及びその他資源化の促進など	11 ページ
・家電リサイクル法対象製品	12 ページ
・市の処理施設には搬入できない廃棄物	13 ページ
・廃棄物関係法令との関連	14～15 ページ
・様式集	16～18 ページ
・クリーンセンター、森のまちエコセンター所在地	裏表紙

事業系廃棄物とは

事業活動に伴って排出されるごみを事業系廃棄物といいます。

事業活動とは、店舗・会社・事務所・工場だけでなく、病院・学校・福祉施設等の公共サービス、個人営業も含まれます。

事業活動に伴って生じる事業系廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。市では産業廃棄物は処理できません。



事業者の責務

事業者はその廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条と「流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第4条において、事業活動に伴って生じた廃棄物を

**自らの責任で適正に処理すること並びに
廃棄物の排出抑制及び減量に努めること**

が義務付けられています。

また、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関して
市の施策に協力しなければならないこと
が定められています。

資源物の適正な分別について

各事業者においては、特に古紙・古繊維（布類）・空きびん類・くず鉄（空き缶等）は、資源化可能な「専ら物」であるため、再生事業者への排出をお願いします。（詳細は11ページ）

産業廃棄物の出し方と種類

●産業廃棄物は市では処理できません

千葉県にて産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託して適正に処理してください。許可業者の検索や処理方法等は以下をご確認ください。

産業廃棄物許可業者の検索	<p>○千葉県廃棄物指導課 千葉県 HP 「産業廃棄物処理業者名簿」 https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/shorigyou/meibo.html</p> <p>○千葉県産業資源循環協会 https://www.chiba-sanpai.or.jp</p>
産業廃棄物の処理方法等	<p>○千葉県 HP 「産業廃棄物の適正処理について」 https://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/haishutsu/gaiyou.html</p> <p>千葉県東葛飾地域振興事務所地域環境保全課 TEL:047-361-2119</p>

産業廃棄物の種類と具体例

		種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石灰がら、焼却炉の残灰
	2	汚泥	廃水処理後及び各種製造業の製造工程で生ずる泥状のもの
	3	廃油	鉱物性油、動植物性油
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液等すべてのアルカリ性廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
	7	ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	8	金属くず	鉄鋼、研磨くず、切削くず等
	9	ガラス・コンクリート 陶磁器くず	ガラス類、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	10	鉱さい	鉱物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片等各種廃材
	12	ばいじん	ばい煙発生施設・焼却施設等の集じん施設で集められたもの

業種等が特定されるもの	13	紙くず	<ul style="list-style-type: none"> ・【建設業】に係るもの (工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る) ・【パルプ、紙又は紙加工品製造業】【新聞業】に係るもの ・【出版業】に係るもの ・【製本業】及び【印刷物加工業】に係るもの ・PCBが塗布され、又は染みこんだもの
	14	木くず (貨物の流通のために使用した木製パレットは全ての業種で産業廃棄物)	<ul style="list-style-type: none"> ・【建設業】に係るもの (工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたものに限る) ・【木材又は木製品製造業】に係るもの ・【パルプ製造業】に係るもの ・【輸入木材の卸売業】及び【物品賃貸業】に係るもの ・PCBが染みこんだもの
	15	繊維くず	<ul style="list-style-type: none"> ・【建設業】に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・【繊維工業】に係る天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) ・PCBが染みこんだもの
	16	動植物性残さ	<p>【食料品、医薬品、香料製造業】において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</p> <p>※飲食店、魚市場等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物</p>
	17	動物系固形不要物	<p>【と畜場】において処分した獣畜及び【食鳥処理場】において処理した食鳥に係る固形状の不要物</p>
	18	動物のふん尿	【畜産農業】から排出される動物のふん尿
	19	動物の死体	【畜産農業】から排出される動物の死体
	20	法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

事業系廃棄物の分け方

☆：事業系一般廃棄物（特定業種を除く）

★：原則的に産業廃棄物

	品目	例	処理方法
☆	厨芥類（生ごみ）	調理くず 食品の売れ残り 等	①燃やすごみ（6ページ） ※できる限りフードバンクへの提供や食品リサイクル業者への委託により処理してください。
☆	繊維くず	作業着 タオル類 等	①燃やすごみ（6ページ） ※できる限りリサイクル業者に依頼してください。
☆	紙くず	新聞紙、包装紙 等 リサイクルできる紙	できる限り古紙回収業者に依頼してください（11ページ）
		感熱紙、カーボン紙 等 リサイクルできない紙	①燃やすごみ（6ページ）
☆	木くず	剪定した枝、落ち葉	⑤剪定枝等（6ページ）
		鉛筆、割りばし カラーボックス 等 木製品	①燃やすごみ または②粗大ごみ(可燃性) （6ページ）
★	ペットボトル	ペットボトル	産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。（3ページ）
★	プラスチック	弁当容器、梱包材 等の 容器包装プラスチック	※少量であれば、家庭廃棄物と併せて市で処理可能です。（自己搬入に限る。）（6ページ）
		文具、PC用品 等の プラスチック製品	産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。（3ページ）
★	びん類・缶類	飲料用のびん・缶	納入業者やリサイクル業者に引き渡すか、産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。（3ページ）
★	金属類	事務机、塗料缶 ロッカー 等	
★	ガラス・陶磁器類	コップ、食器 等	
★	電池・水銀使用製品	乾電池、蛍光灯 等	
★	業務用機器	業務用冷蔵庫 等	
★	パソコン	デスクトップ ノートパソコン ディスプレイ体型 等	メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。各メーカーに問い合わせてください。（11ページ）
★	小型家電リサイクル対象製品	プリンター、電卓 タブレット端末 等	認定事業者に依頼してください。（11ページ）
★	家電リサイクル対象製品	エアコン、テレビ 洗濯機、冷蔵庫	購入した小売店に引き取り依頼するか、指定引取場所へ持ち込んでください。（12ページ）

市の処理施設に搬入できる廃棄物

市内の事業活動において発生した廃棄物のうち、市の処理施設に搬入できる廃棄物は、下表のとおり分別してください。

排出方法は

1. 自己搬入する場合（7ページ）と
2. 許可業者に委託する場合（9ページ）があります。

※事業系廃棄物は、**家庭ごみの集積所に排出することはできません。**

	分別基準	制限（1事業者あたり）	荷姿
①燃やすごみ	厨芥類、布類、木製品、 資源にならない紙など ・長辺が50cm未満 ・太さ10cm以下	1日に各200kgまで	透明又は半透明 で中身が確認で きる袋 (②粗大ごみ ⑤剪定枝等はこ の限りではあり ません。)
②粗大ごみ (可燃性)	燃やすごみの素材で ・長辺が2m以下 ・太さ10cm以下 ※木材は束ねること	※超える場合は、事前に 搬入計画書の提出が必要	
③ペットボトル	「PETマーク」が ついているペットボトル	1日に各1袋(45ℓ相当)まで	
④容器包装 プラスチック	「プラマーク」がついている 容器包装プラスチック	※自己搬入に限ります	
⑤剪定枝等	剪定した枝、葉、草 ・長さ2m以下 ・太さ20cm以下	・毒性等を有し資源化に適さな い樹木でないこと(注1) ・禁忌品が混入していないこと (注2)	

- 分別が適正に行われていない場合は受入できません。
- 「③ペットボトル」及び「④容器包装プラスチック」について、搬入制限を超える場合は産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。
- 「③ペットボトル」及び「④容器包装プラスチック」を自己搬入する場合の注意
 - ・「③ペットボトル」はキャップ、ラベルを外し、軽くすすいでつぶさずに排出してください。(外したキャップ、ラベルは「④容器包装プラスチック」へ)
 - ・食品等が封入されていた「④容器包装プラスチック」は衛生的観点からすすいで排出してください。

(注1) キョウチクトウ、アセビ、イチイ、ウルシ等

(注2) 樹木の根、腐食した樹木、廃材、多量の泥や土がついた剪定枝、タケノコ・シイタケの原木、野菜くず、針金、ビニール、紙、プラスチック、石など、資源化に適さないものや処理施設の故障の原因となるものは森のまちエコセンターに搬入できません。

1. 自己搬入する場合

(1) 事業者登録（更新）の方法

事業系廃棄物を自己搬入する場合、主に以下の3点を確認するため、別記1「事業者登録（更新）届出書」の提出による登録が必要になります。

初回の自己搬入までにあらかじめ登録が必要なほか、初回登録時から概ね2年度ごとに更新が必要となります。

登録は月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）クリーンセンタープラザ館事務所で受付けます。

（剪定枝等を搬入する事業者は、森のまちエコセンターでも登録が必要です。）

事業者登録（更新）届出で確認する主なこと

- (1) 事業者自らが搬入すること。
- (2) 市内の事業者もしくは市内の事業活動に伴って排出されたごみであること。
- (3) 市の施設で処理可能な廃棄物であること。

登録の際は、届出書とともに以下の①～②の書類を添付してください。

※事業所が市外に所在する場合は③も必要。

	添付書類名	添付する目的
①	法人登記簿 ・初回更新時に必要です。 ※法人登記していない場合は以下2点が必要です	事業者名、 所在地、 業種確認
	ア 確定申告書もしくは決算書	
	イ 事業所所在地がわかる公的書類（直近のもの） 例) 固定資産納税通知書 公共料金（光熱水費）の明細書 等	
②	車検証	搬入車両の確認
③	市内で事業活動を行ったことがわかる書類 例) 業務委託契約書 事業計画書 等	市内で事業活動が行われた確認
④	その他必要な書類 ※必要な場合個別に指示します	①から③では不十分な場合

※ 産業分類について

4ページで紹介したとおり、業種によって産業廃棄物かどうか分類が異なるごみがあります。

市では、事業者登録届出の際、業種確認のため、「産業分類」の確認を行っています。（産業分類の検索方法は次ページ参照）

産業分類の調べ方について

1. 次のホームページにアクセスしてください。

e-Stat 日本標準産業分類検索

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>



2. フリーワードに自分の事業の特徴となる単語を入れてください。

(例:「喫茶店」など)

3. 検索結果で出てきた業種の「info」ボタンを押して、事業内容の説明に、自分の事業が一番近いと思われるところに記載されている「大分類」「中分類」などを記載してください

4. 「小分類」「細分類」がない場合は空白で結構です。

(2) 自己搬入カード

登録された事業者には、車両ごとに自己搬入カードを交付します。搬入する際は、自己搬入カードを登録車両のダッシュボード等、見やすい位置に掲示してください。

その他、現場職員の指示等に従い適正な搬入に協力いただきます。

協力することができない場合は、搬入をお断りする場合があります。

※自己搬入カードについて、以下の点に注意してください

①搬入時に掲示していない場合、搬入をお断りします。

②紛失した場合、初回登録時と同様に、届出書の提出や添付書類が必要になります。各自で紛失しないよう管理をお願いします。

③他人や他の事業者へ貸与はできません。発覚した際は搬入をお断りする場合があります。

(3) 搬入先 (市の処理施設)

施設名	クリーンセンター	森のまちエコセンター
所在地	流山市大字下花輪191番地	流山市こうのす台1594番地
電話	04-7157-7411	04-7154-5736
区分	①燃やすごみ ②粗大ごみ(可燃性) ③ペットボトル ④容器包装プラスチック	⑤剪定枝等
時間	8:30~11:40 13:00~16:15 ※日曜日及び年末年始を除く	
手数料	10kgまでごとに300円(税込)	

※裏表紙に施設の所在地略図と市HPのQR(施設紹介)があります。

2. 許可業者へ委託する場合

「①燃やすごみ」「②粗大ごみ（可燃性）」「⑤剪定枝等」は、一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託することができます。

※「③ペットボトル」「④容器包装プラスチック」は、産業廃棄物処理許可業者へ処理を委託してください。（3 ページ）

（1）市の一般廃棄物収集運搬許可業者は、下記のとおりです。

事業者名	電話	所在地
株式会社大橋	04-7158-1600	おおたかの森西 3-744-13
北葉実業株式会社	04-7148-7767	野々下 6-537-1
有限会社関商店	04-7158-6100	おおたかの森西 3-6-9
有限会社クリーン・アップ	04-7150-3115	南流山 8-4-10
有限会社関紙業	04-7197-5351	おおたかの森西 3-6-3
有限会社日東サービス	04-7150-1755	鱈ヶ崎 1309-2
有限会社柏清掃	04-7153-7142	平方 104
安蒜運送有限会社	04-7153-2905	東深井 265
株式会社流山清掃事業	04-7154-7330	平方 110-9

※許可を受けていない者が、廃棄物を収集運搬することは、法律で禁じられています。（13 ページ）

（2）許可業者への委託方法

許可業者と契約する必要があります。契約内容等の詳細は許可業者へ直接お問い合わせください。

（3）料金について

許可業者と契約する場合、市のごみ処理手数料の他に運搬費用等、別途契約委託料が発生します。委託料等は許可業者が設定していますので、許可業者へ直接お問い合わせください。

（4）許可業者による説明や助言・指導等について

許可業者は、市の廃棄物施策に協力することとなっており、本ガイドブックの内容等について、排出事業者の説明や助言・指導を行うこととなります。

排出事業者は、説明や助言・指導に従い、適正に分別し排出してください。

搬入制限を超える場合の搬入計画書

事業者から持込まれる廃棄物のなかには、雑がみなど資源化できるものが多く含まれていることがあります。

また、一度に多量の事業系廃棄物が持込まれることで、市民や他の事業者が排出する廃棄物の処理に支障を生じる可能性があります。

「①燃やすごみ」と「②粗大ごみ（可燃性）」それぞれの排出量が一日に200kgを超える場合、市が事前に搬入予定を把握し、ごみの排出抑制及び減量・資源化等について助言・指導を行うため、原則持込みの5営業日前までに、「事業系廃棄物搬入計画書」を提出してください。（17ページ参照）

提出後、施設の稼働状況などにより搬入日等を決定します。

多量排出事業者

流山市では、一定規模以上の多量排出事業者は、「事業系一般廃棄物減量計画書」の作成及び提出を義務付けています。

1 対象事業者

(1) 大規模小売店舗の事業者

(2) (1) 以外の事業者で事業の用に供する部分の延べ床面積が1,500平方メートル以上の建築物を有する事業者（排出される事業系一般廃棄物が少量の建築物で市長が指定するものを除く。）

2 計画書の様式等

18ページを参照ください。

なお、対象事業者には毎年度末頃、減量計画書等の必要書類を送付します。

紙ごみの削減及びその他資源化の促進など

(1) 紙ごみの削減

紙ごみは「①燃やすごみ」のうち大きな割合を占めており、正しく分別することで廃棄物の減量及び資源化に大きな効果があります。

リサイクルできる紙はできる限り古紙回収業者へ排出してください。

リサイクルできる紙	<ul style="list-style-type: none"> ・段ボール、新聞紙、雑誌類 ・雑がみ (封筒・はがき・お菓子の箱等) ・シュレッダーごみ (CDなどが入っていない状態) 	流山市周辺の 古紙回収業者へ  (株)斎藤英次商店 HP
リサイクルできない紙	<ul style="list-style-type: none"> ・食品のついた紙(宅配ピザの空き箱等) ・においの強い紙(洗剤の包装紙等) ・紙コップ、紙皿 ・カーボン紙、レシート ・マスク 等 	「①燃やすごみ」 (6ページ) として排出してください。

(2) その他資源化の促進など

以下のものはできる限り資源化にご協力ください。

びん類、缶類 その他金属類	それぞれをしっかりと分別することで、リサイクル事業者へ売却するなど、資源化につながります。
小型家電リサイクル 対象製品 例) 電卓、プリンター ディスプレイ、 タブレット端末 デジタルカメラ 等	小型家電リサイクル法により認定事業者などに排出するよう努めなければなりません。 小型家電は幅広い製品が対象です。 対象製品や認定事業者については、千葉県ホームページでご確認ください。  千葉県HP「小型家電リサイクル法」
パソコン 例) デスクトップ、 ノートパソコン、 ディスプレイ一体型	メーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。各メーカーに問い合わせいただくか、市HP記載の認定事業者へ引き取り依頼をしてください。  市HP「パソコンリサイクル」
食品廃棄物	食品ロスの削減に取り組んでいただくとともに、フードバンクへの提供や食品リサイクル業者への委託による処理に努めてください。

家電リサイクル法対象製品

(1) 家電リサイクル法で指定されている家庭用の家電4品目（エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ式）、洗濯機（衣類乾燥機含む）、冷蔵庫及び冷凍庫等）を事務所等で使用していた場合は以下の方法で処理してください。

※上記4品目でも、業務用製品等の家電リサイクル法対象外製品は産業廃棄物として処理してください（3ページ参照）

自己搬入する場合	<p>「家電リサイクル券」を郵便局で購入し、指定引取場所へ搬入してください。 費用や営業時間等は指定引取場所に直接お問い合わせください。 お近くの指定引取場所は下記QRコードを参照ください。</p>  <p>家電リサイクル券センター 「指定引取場所検索」</p>
自己搬入できない場合	<p>購入店またはお近くの家電量販店にお問い合わせください。 また、市内で登録されている家電回収協力店に依頼することもできます。 詳しくは下記QRコードを参照ください。</p>  <p>市HP「家電リサイクル」</p>

市の処理施設には搬入できない廃棄物

(1) 産業廃棄物（3～4ページ）

産業廃棄物は、市では処理できません。

(2) パソコン（11ページ）

デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ、ディスプレイ一体型パソコンはメーカーによる回収・リサイクルが義務付けられています。

各メーカーに問い合わせいただくか、市HP記載の認定事業者に取り組み依頼をお願いします。

(3) 家電リサイクル法対象製品（12ページ）

家電リサイクル法に基づき、排出事業者が適正に処理する必要があります。

(4) 施設の機能に支障が生じるもの

- ・有害性のある物
- ・危険性のある物
- ・引火性のある物
- ・著しく悪臭を発生する物
- ・容積が著しく大きいもの又は重量が著しく重いもの
- ・医療系廃棄物
- ・特別管理一般廃棄物
- ・その他搬入禁止と認められた物

上記については、事業者の責任において適正に処理してください。

(5) 無許可で収集運搬された家庭廃棄物

家庭から発生した家庭廃棄物を市施設に搬入することができる事業者は、市から許可を受けた事業者のみです。（9ページ参照）

無許可での廃棄物の回収行為は重大な犯罪になります。（5年以下の懲役もしくは3億円以下の罰金またはその両方が科されることがあります。）

一般家庭の片づけや遺品整理等を委託された便利屋業等の事業者が、不用品として回収した廃棄物を市処理施設に持ち込むことは固く禁じます。（判明した時点で警察へ通報する場合があります。）

(6) 市外の事業活動で発生した廃棄物

市内に事業所が所在したとしても、市外での事業活動によって発生した廃棄物は、市では処理できません。

廃棄物関係法令との関連

(1) 廃棄物の区分と市の責務

廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）第2条の規定により、その処理に当たって適用されるべき基準の観点から、大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

法第4条第1項及び第2項において、市町村は一般廃棄物について、都道府県は産業廃棄物について、当該区域内の廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずることに努めることが責務として定められています。

(2) 産業廃棄物とは

「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」（法第2条第4項第1号）と定められています。

また、「その他政令で定める廃棄物」とは、法施行令第2条において、廃棄物の性質ごとに、どのような事業内容から排出されたかなどが定められています。

なお、産業廃棄物の区分については本ガイドブック3～4ページの表にまとめています。

下記(3)のとおり、市が処理する廃棄物は一般廃棄物のみであり、事業者は市に産業廃棄物を排出することはできません。

また、産業廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」を特別管理産業廃棄物といい、市において処理することはできません。

(3) 一般廃棄物とは

『一般廃棄物』とは産業廃棄物以外の廃棄物をいう（法第2条第2項）とされています。また、法第6条及び第6条の二において、市町村は、当該区域内における一般廃棄物の処理に関する計画を定め、その計画に従ってこれを処理しなければならないことが定められています。このため、市が処理する廃棄物は市内で発生した一般廃棄物のみとなります。

なお、一般廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」（法第2条第3項）を特別管理一般廃棄物といいます。その性質上特別な管理と処理が必要な廃棄物であり、市において処理することはできません。

(4) 事業系一般廃棄物について

流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「市条例」といいます。）第2条第2項第3号により、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外を「事業系一般廃棄物」といいます。

事業系一般廃棄物は市が処理すべき一般廃棄物ですが、量・組成・排出に至る経緯など、家庭から排出される一般廃棄物とは性質が異なるため、本ガイドブックにより排出や分別の方法を定めています。

なお、市は市内での事業活動に伴い発生した事業系一般廃棄物を処理することとなり、たとえ市内に事業所が所在したとしても、市外での事業活動に伴い発生した事業系一般廃棄物は、市において処理することはできません。

(5) 一般廃棄物収集運搬許可事業者について

法において、「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。」(第7条第1項抜粋)とあり、一般家庭や自分以外の事業者から排出された一般廃棄物の収集運搬を業として行うことができる事業者は、市条例第30条第2項の規定に基づき許可を受けた事業者のみです。

無許可の事業者が、自分以外の事業者や一般家庭から排出された一般廃棄物の収集運搬を業として行ったことが判明した場合、5年以下の懲役もしくは3億円以下の罰金またはその両方の罰則が科されることがあります。(法第25条第1項及び第32条第1項)

(6) 事業者の責務

法において、「事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」(法第3条第1項)とされ、「事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。」(法第3条第3項)とされています。

また、市条例において、「事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」(第4条第1項)とされ、「事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。」(第4条第3項)とされています。

なお、事業者が事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系廃棄物といい、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられます。

(7) 市の廃棄物の処理に関する計画

「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。」(法第6条第1項)とされています。

市では、市条例第6条第1項及び第2項の規定により、市内における一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めた「一般廃棄物処理基本計画」及びその実施のために必要な事項を定めた「一般廃棄物処理実施計画」を策定し、ごみの排出方法やごみの減量・資源化についての様々な施策を定めており、事業者は市の施策への協力が求められます。

(8) 本ガイドブック(受入基準)の位置づけ

事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処理実施計画「5一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項(1)収集運搬計画 ア ごみ(イ)事業系ごみ」の項目において、「事業者は「流山市事業系廃棄物受入基準」に従い排出すること」としており、本ガイドブック(受入基準)が事業系廃棄物を排出する際の基準となります。

別記1 事前登録（更新）届出書

流山市長		令和 年 月 日	
事業者登録（更新）届出書			
流山市事業系一般廃棄物自己搬入の受入基準により、事業系一般廃棄物自己搬入の新規登録・変更を行いたいため、次のとおり申請します。			
流山市事業系廃棄物処理ガイドブックを確認し、内容を理解しました。（左欄に「レ」とご記入ください。）			
事業系一般廃棄物自己搬入登録番号			
（初めて登録する場合は「ー」と記入してください。）			
会社名（法人名）			
事業所名			
（会社（法人）の事業所が1つのみの場合は「ー」と記入してください。）			
事業所所在地（住所）			
事業所の産業分類		コード	項目名
大分類			
中分類			
小分類			
細分類			
責任者	氏名		
担当者	所属、役職名		
担当者	氏名		
担当者	所属、役職名		
電話番号			
メールアドレス			
搬入予定量（年間、概算）		kg	
主に搬入する廃棄物			
※変更の場合は変更する項目のみの記入でかまいませんが、登録番号と責任者・担当者の氏名・所属、役職名は必ず記入してください。 ※2枚目もご記入ください。			

車面番号 (ナンバープレート)					
車検証の所有者					
1					
車面番号 (ナンバープレート)					
車検証の所有者					
2					
車面番号 (ナンバープレート)					
車検証の所有者					
3					

※すべての車面について車検証のコピーをご提出いただくか、申請時に市職員にご提示ください。所有者が法人であり、かつ申請者と異なる場合は登録できません。
※レンタカーを使用される場合は車両番号等の記入は不要です。

※更新時に必要な添付書類

ア 法人登記簿（写し）
初めて登録する場合は必要です。

イ 確定申告書若しくは決算書の写し

ウ 法人登記を行っていない場合、法人登記簿の代わりに添付する。
事業所の所在地がわかる書類
本市の固定資産税納税通知書、事業所の公共料金の明細書など、所在地がわかる書類

エ （市外に事業者がある場合）
市において事業を行ったことがわかる書類

※産業分類の調べ方は8ページ参照

別記2

事業系廃棄物搬入計画書

事業系廃棄物搬入計画書				
※搬入する量や、施設の処理状況により、搬入日の調整等が必要な場合があります。				
事業者名等	名称（法人名または営業所名）			
	所在地			
	電話番号		メールアドレス	
	産業分類			
	事業内容の詳細			
搬入予定の 廃棄物	ごみの種類		具体的な名称や量・寸法	
搬入車両につ いて	<input type="checkbox"/>	市に登録している車両		
	<input type="checkbox"/>	市に登録していない車両	車種	
	※登録していない車両を使用する理由			
廃棄物の減量・資源化において、現在行っていることや今後予定していること				
市の記入欄				
搬入予定日 令和 年 月 日（ ） 午前・午後 時頃				

クリーンセンター、森のまちエコセンター所在地



施設名	クリーンセンター	森のまちエコセンター
所在地	流山市大字下花輪191番地	流山市こうのす台1594番地
電話	04-7157-7411	04-7154-5736
区分	①燃やすごみ ②粗大ごみ(可燃性) ③ペットボトル ④容器包装プラスチック	⑤剪定枝等
時間	8:30~11:40 13:00~16:15 ※日曜日及び年末年始を除く	
手数料	10kgまでごとに300円(税込)	
H P		